

赤平市中小企業等事業継続支援金交付要件の特例措置

【交付要件の特例措置】

令和2年3月から令和2年8月までの期間で申請者が指定する月の事業収入が、前年同月の事業収入と比較して20%以上減少していることが交付要件となっておりますが、以下に掲げるもののうち、いずれかに該当することで、交付要件を満たすものとします。

ア	令和元年中に事業を開始したもので、令和元年の平均事業収入が、令和2年3月から令和2年8月までの期間で交付対象者が指定する月の事業収入と比較して20%以上減少していること。
イ	令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始したもので、事業開始月から令和2年3月までの間の平均事業収入（令和2年3月が事業開始月の場合は令和2年3月の事業収入）が、令和2年3月から令和2年8月までの期間で交付対象者が指定する月の事業収入と比較して20%以上減少していること。

※特例措置を受ける場合、申請に必要な書類は以下のとおりとなります。

(共通書類)

- (1) 様式2号 支援金交付申請書兼請求書
- (2) 様式3号 誓約書兼承諾書
- (3) 令和2年3月から令和2年8月までの期間で指定する月の事業収入が分かる書類（売上台帳など）
- (4) 従業員数が分かる書類（令和2年4月1日現在、労働者名簿に記載される従業員が21名以上の場合のみ必要となります。）
- (5) 振込先金融機関通帳の写し（法人にあっては法人名義、個人事業者であれば申請者本人のもの）
- (6) 本人確認書類（免許証、保険証等の写し。個人事業者のみ）

(令和元年中に事業を開始した者で、前年比較ができない方)

- (1) 確定申告書別表第一の控え写し又は確定申告書第一表の控え写し
- (2) 法人事業概況説明書の控え写し又は青色申告決算書の控え写し（白色申告者は不要）

(令和2年1月から令和2年3月までに事業を開始された方)

- (1) 令和2年以降に開業したことが分かる書類（開業届など）
- (2) 令和2年1月から令和2年3月までの月の事業収入が分かる書類（売上台帳など）